

令和7年3月14日

お客さま 各位

鹿児島相互信用金庫

貸出金の条件変更に係る手数料相違のお詫びについて

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、貸出金の条件変更手続きの際、事務手数料として当金庫にお支払いいただきました手数料につきまして、一部のお客さまから誤った手数料をお支払いいただいていたことが判明しましたので、お知らせいたします。

本件につきまして、過大に手数料を支払いいただいておりますお客さまに對しましては、お詫びするとともに、正しい手数料で再計算し、既にお支払いいただいた手数料との差額に法定利率で計算した遅延損害金を加えて、返金させていただきます。

お客さまには、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。今後同様の事態が発生することのないようチェック態勢を強化し、再発防止に努めてまいります。

記

1. 相違した手数料

貸出金の返済方法等条件を見直した際の事務手数料

- ・ 過大徴求 160 先 2,113 千円
- ・ 過少徴求 63 先 324 千円

2. 相違理由および再発防止策

返済金額や返済期間など、同時に複数の貸出金の条件変更を行う場合は、貸付残高の合計額に応じて手数料をお支払いいただくこととしておりましたが、一部の店舗でそれぞれの貸出金ごとに手数料をお支払いいただいております。また、本部での検証が十分にできておりませんでした。

そこで、今後はこのようなことが生じることのないよう、複数の貸出金の条件変更を行う場合に貸付残高の合計額に応じた手数料を営業店で自動計算できるようにするとともに、本部で二次検証を行うことにより、手数料相違を防止しております。

3. お客さまへの対応

過大に手数料をお支払いいただいております 160 先のお客さまに対しましては、令和 7 年 2 月 28 日（金）に返金させていただきました。なお、過小にお支払いいただいた 63 先のお客さまに対しましては、追加の手数料は請求いたしません。

また、令和 3 年 10 月まで遡って可能な限り調査しておりますが、平成 24 年 5 月 14 日以降、同日中に複数の条件変更を行ったお客さまで、お心あたりがありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡いただき、条件変更日等ご教示いただければ調査させていただきます。その場合、調査に時間を要することを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

4. 本件に関するお問い合わせ先

鹿児島相互信用金庫 経営管理部

0120-525-651（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～17：00

以 上